## (略称) 国連海洋法条約

平成			平成	平成	平成	平成	昭和五十八年	平成	昭和五十七年十二月
八年			八年	八年	八年	八年	一八年	六年十一月	<b>一七年</b> 十
八年 七月			七月	六月	六月	六月	二月	<u>-</u> 月	上月
二十日			十二日	二十日	十八日	七日	七日	十六日	十日
我が国について効力発生	示第三〇九号)	(条約第六号及び外務省告	公布及び告示	批准書寄託	批准の閣議決定	国会承認	署名	効力発生	モンテゴ・ベイで作成

前 第 第 第 部 目 次 条 領海の幅 ……………………………………………………………………………………… 一〇八三 ページ

国連海洋法条約

一〇九〇	外国船舶に対して課し得る課徴金	条	十六	第 二	
一〇九〇	沿岸国の保護権	条	十 五	第二	
一〇八九	沿岸国の義務	条	十 四	第二	
一〇八九	る船舶a船舶				
	外国の原子力船及び核物質又はその他の本質的に危険若しくは有害な物質を運搬す	条	十 三	第二	
一〇八九	領海における航路帯及び分離通航帯	条	+	第二	
一〇八八	無害通航に係る沿岸国の法令	条	十 一	第二	
一〇八八	潜水船その他の水中航行機器	条	一 十		
一〇八七	無害通航の意味	条	九	第十	
一〇八七	通航の意味	条	八		
一〇八六	無害通航権	条	七七		
一〇八六	r適用される規則	船舶に	ての	1 すべ	A
一〇八六	りる無害通航	におけ	領海に	三節	第一
一〇八六	海図及び地理学的経緯度の表	条	六		
一〇八六	向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における領海の境界画定 …	条	五	第上	
一〇八六	基線を決定する方法の組合せ	条	四四		
一〇八五	低潮高地	条	三		
一〇八五	停泊地	条	+ =		
一〇八五	港港	条	т —		
一〇八五	湾	条	+	第	
一〇八四	河口	条	九	第	
一〇八四	内水	条	八	第	
一〇八四	直線基線	条	七	第	
一〇八三	礁	条	六	第	
一〇八三	通常の基線	条	五	第	
一〇八三	領海の外側の限界	条	四	第	

六一		国連海洋法条約
一〇九七		第 三 節 無害通航
一〇九六	海峡沿岸国の義務	第四十四条
一〇九六	航行及び安全のための援助施設及び他の改善措置並びに汚染の防止、軽減及び規制 …	第四十三条
一〇九六	通過通航に係る海峡沿岸国の法令	第四十二条
一〇九五	国際航行に使用されている海峡における航路帯及び分離通航帯	第四十一条
一〇九五	調査活動及び測量活動	第四十条
一〇九四	通過通航中の船舶及び航空機の義務	第三十九条
一〇九四	通過通航権	第三十八条
一〇九三	この節の規定の適用範囲	第三十七条
一〇九三		第二節 通過通航
一〇九三	国際航行に使用されている海峡内の公海又は排他的経済水域の航路	第三十六条
一〇九三	この部の規定の適用範囲	第三十五条
一〇九三	国際航行に使用されている海峡を構成する水域の法的地位	第三十四条
一〇九三		第 一 節 総則
一〇九二	使用されている海峡	第 三 部 国際航行にな
一〇九二	接続水域	第三十三条
一〇九二		第 四 節 接続水域
一〇九二	軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に与えられる免除	第三十二条
一〇九二	ての旗国の責任	
	軍艦又は非商業的目的のために運航するその他の政府船舶がもたらした損害につい	第三十一条
一〇九二	軍艦による沿岸国の法令の違反	第三十条
一〇九一	軍艦の定義	第二十九条
一〇九一	軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に適用される規則	C 軍艦及び非商業
一〇九一	外国船舶に関する民事裁判権	第二十八条
一〇九〇	外国船舶内における刑事裁判権	第二十七条
一〇九〇	8目的のために運航する政府船舶に適用される規則	B 商船及び商業的

第 五 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	
	四 十 五
条 開語	条 無害通航
	一〇九七

部 第 八十六条 公海 ..... + 十七 + 七 五 匹 条 条 条 条 公海の自由 トンネルの掘削 海図及び地理学的経緯度の表 ...... の規定の適用 〇九  $\equiv$  $\frac{-}{\Xi}$ 六 六 五 五 六 六 四四四 四

一二四	海底電線又は海底パイプラインの損壊	条	十三	百	第
一二四	海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利	条	+ =	百	第
1 1 11111	追跡権	条	+	百	第
	臨検の権利	条	+	百	第
	公海からの許可を得ていない放送	条	九	百	第
	麻薬又は向精神薬の不正取引	条	八	百	第
	海賊行為を理由とする拿捕を行うことが認められる船舶及び航空機	条	七	百	第
	十分な根拠なしに拿捕が行われた場合の責任	条	六	百	第
	海賊船舶又は海賊航空機の拿捕	条	五	百	第
	海賊船舶又は海賊航空機の国籍の保持又は喪失	条	四	百	第
	海賊船舶又は海賊航空機の定義	条	$\equiv$	百	第
	乗組員が反乱を起こした軍艦又は政府の船舶若しくは航空機による海賊行為	条	_	百	第
	海賊行為の定義	条		百	第
	海賊行為の抑止のための協力の義務	条	百		第
	奴隷の運送の禁止	条	十九		第
一一九	援助を与える義務	条	十八八		第
一九九	衝突その他の航行上の事故に関する刑事裁判権				第
一一九	政府の非商業的役務にのみ使用される船舶に与えられる免除	条	十六	九	第
一一九	公海上の軍艦に与えられる免除	条	十五		第
一 一 七	旗国の義務				第
一一七	国際連合、その専門機関及び国際原子力機関の旗を掲げる船舶	条	十三		第
一 一七	船舶の地位	条	+ =		第
一七七	船舶の国籍	条	+		第
一 — 七	航行の権利	条	十	九	第
一 一 七	公海に対する主権についての主張の無効	条	十九	八	第
一一六	平和的目的のための公海の利用	条	十八八		第

一〇六五		国連海洋法条約	
		第十一部 深海底	
一二九	通過のための一層大きい便益の供与	第百三十二条	
一三九	海港における同等の待遇	第百三十一条	
	めの措置		
	通過運送における遅延又はその他の困難で技術的性質のものを回避し又は無くすた	第百三十条	
:	輸送手段の建設及び改善における協力	第百二十九条	
一三九	自由地帯及び他の通関上の便益	第百二十八条	
	関税、租税その他の課徴金	第百二十七条	
一二二八	最恵国条項の適用除外	第百二十六条	
一二二八	海への出入りの権利及び通過の自由	第百二十五条	
一二二八	用語	第百二十四条	
一二七	の出入りの権利及び通過の自由	第十部 内陸国の海へ	
1 1 二七	閉鎖海又は半閉鎖海に面した国の間の協力	第百二十三条	
一二七	定義	第百二十二条	
七	閉鎖海	第 九 部 閉鎖海又は半閉鎖海	
一二六	島の制度	第百二十一条	
一二六		第八部 島の制度	
	海産哺乳動物	第百二十条	
1 一二六	公海における生物資源の保存	第百十九条	
	生物資源の保存及び管理における国の間の協力	第百十八条	
···· — — — — 五五	公海における生物資源の保存のための措置を自国民についてとる国の義務	第百十七条	
一二五五	公海における漁獲の権利	第百十六条	
- 二五五	ける生物資源の保存及び管理	第二節 公海におけ	
	海底電線又は海底パイプラインの損壊を避けるための損失に対する補償	第百十五条	
三五五	の損壊		
	海底電線又は海底パイプラインの所有者による他の海底電線又は海底パイプライン	第百十四条	

第百三十三条 用語 川田   第百三十五条 上部水域及び上空の法的地位 川田   第百三十五条 上部水域及び上空の法的地位 川田   第百三十五条 上部水域及び上空の法的地位 川田   第百三十五条 上部水域及び上空の法的地位 川田   第百四十五条 海洋の科学的調査 川田   第百四十五条 海洋底における活動と海洋環境における活動との調整 川田   第百四十五条 海洋底における活動と海洋環境における活動との調整 川田   第百五十二条 機構による権限の行使及び任務の遂行 川田   第百五十三条 探査及び開発 川田   第百五十三条 機構による権限の行使及び任務の遂行 川田   第百五十三条 探査及び開発 川田   第百五十三条 機構による権限の行使及び任務の遂行 川田   第百五十三条 機構による権限の行使及び任務の遂行 川田   第百五十五条 再検討のための会議 川田							第															第				第
	百五十五	百五	百五	百五	百 五	百 五 十	深海底の	百	百	百	百	百四十五	百四十四	百	百	百	百 四	百三十九	百三十八	百三十七	百三十六	深海底	百三十五	百三十四	百三十三	総
	0)	定期的な再検討	び開発の制	よる権限	生産政策	深海底における活動に関する方針	ス源の開発	考古学上の物及び歴史的な物	$\mathcal{O}$	おける活動との調	の保護	海洋環境の保護	技術の移転	の科学的調	沿岸国の権利及び正当な利益	目的のための深海底の	人類の利益	遵守を確保する義務及び損害に対する責任	一般的	の法的	の共同の財	<b>冷律する原則</b>	水域及び上空の法的地	部の規定	用語	
	四四	一四〇	<u>一</u> 三	<u>=</u>	1 = 4		_ ====================================	$=\frac{-}{z}$	三三				_ <u>=</u>	_ <u>=</u>		<u>=</u>	$\equiv$	 ==	<u>=</u>	- =:(	<u> </u>	<u>                                     </u>	] ] [	<u> </u>	<u> </u>	1 1110

ー - 五 丑 八 ブ	機構の借入れの権限	第百七十四条
五五八八	機構の年次予算	百七十二
一五七	機構の資金	第百七十一条
一五七	度	F 機構の財政制定
五七	事業体	第百七十条
五七		E 事業体
一五六	国際機関及び非政府機関との協議及び協力 一	第百六十九条
一五六	事務局の国際的な性質	第百六十八条
一 五 五	機構の職員	第百六十七条
一 五 五	事務局	第百六十六条
— 五 五		D 事務局
五三	法律・技術委員会 一	第百六十五条
五三	経済計画委員会	第百六十四条
一 五 一	理事会の機関 一	第百六十三条
一四八	権限及び任務	第百六十二条
一四六	構成、手続及び投票	第百六十一条
一四六		C 理事会
四四四	権限及び任務	第百六十条
四三	構成、手続及び投票	第百五十九条
四三		B 総会
四三	機構の機関	第百五十八条
— 四 二	機構の性質及び基本原則	第百五十七条
四二	機構の設立	第百五十六条
四二		A 総則
一 四 二		第四節 機構

第一節 総則第一九十四条第一節 総則	: 『 第 第 第   第 百 五 百   百	新 京 第 百 八 十 六 十 六 十 六 十 六 十 六 十 五 二 二 二 に 一 が 一 が 一 が も の も の も の も の も の も の も の の の の の の の の の の の の の	H 構成国として 第百八十二条 第百八十二条 第百八十二条	第百七十八条第百七十六条第百七十六条
九十四条  海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置	宋徳之×『とか    宋   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本		ての権利及び特権の行吏の亭上	<ul><li>条 訴訟手続の免除</li><li>条 特権及び免除</li><li>条 特権及び免除</li><li>年次会計検査</li></ul>
		二二二二二二二六六六六六六六六一一一一〇〇	二二二二二二二六六五五五九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九九	一一一一一 五五五五五 九九九八八

 七七七 ニニニ	深海底における活動からの汚染に関する執行	第 第 第 二 二 二
ー - 七 - 二 -		第 六 節 執行 第二百十二条
- 一六九		百十一
一六九	投棄による汚染	第二百十条
一六九	深海底における活動からの汚染	第二百九条
一六八	国の管轄の下で行う海底における活動からの汚染	第二百八条
一六八	陸にある発生源からの汚染	第二百七条
一六八	《の汚染を防止し、軽減し及び規制するための国際的規則及び国内法	第 五 節 海洋環境の
一六七	活動による潜在的な影響の評価	第二百六条
一六七	報告の公表	第二百五条
一六七	汚染の危険又は影響の監視	第二百四条
一六七	<b>塚境評価</b>	第 四 節 監視及び環境評価
一六七	開発途上国に対する優先的待遇	第二百三条
一六六	開発途上国に対する科学及び技術の分野における援助	第二百二条
一六六		第 三 節 技術援助
一六六	規則のための科学的基準	第二百一条
一六六	研究、調査の計画並びに情報及びデータの交換	第二百条
一六六	汚染に対する緊急時の計画	第百九十九条
一六五	損害の危険が差し迫った場合又は損害が実際に生じた場合の通報	第百九十八条
一六五	世界的又は地域的基礎における協力 一	第百九十七条
一六五	D地域的な協力	第二節 世界的及び
一六五	技術の利用又は外来種若しくは新種の導入 一	第百九十六条
一六五	損害若しくは危険を移転させ又は一の類型の汚染を他の類型の汚染に変えない義務 … 一	第百九十五条

一八一	海洋環境の保護及び保全に関する他の条約に基づく義務	第十一節 海洋環境の
一八一	主権免除	百
一八一	termin -4 Ju	第十 節 主権免除
一八〇	責任	一 第二百三十
一八〇	Mark 1.1	第一首 責任
一八〇	氷に覆われた水域 ····································	第二百
一八〇	れた水域	
	国際航行に使用される海峡に関する保障措置	自三十
一一七九	執行措置から生ずる国の責任	第二百三十二条
	旗国その他の関係国に対する通報	第二百三十一条
一一七九	金銭罰及び被告人の認められている権利の尊重	第二百三十条
一一七九	民事上の手続の開始	第二百二十九条
一一七八	手続の停止及び手続の開始の制限	第二百二十八条
一一七八	外国船舶に対する無差別	第二百二十七条
一一七七	外国船舶の調査	第二百二十六条
一一七七	執行の権限の行使に当たり悪影響を回避する義務	第二百二十五条
一一七七	執行の権限の行使	第二百二十四条
一一七七	手続を容易にするための措置	第二百二十三条
一一七七		第七節 保障措置
一一七六	大気からの又は大気を通ずる汚染に関する執行	第二百二十二条
一一七六	海難から生ずる汚染を回避するための措置	第二百二十一条
一七五	沿岸国による執行	第二百二十条
一一七五	汚染を回避するための船舶の堪航性に関する措置	第二百十九条
一七四	寄港国による執行	第二百十八条
一七三	旗国による執行	第二百十七条
一一七二	投棄による汚染に関する執行	第二百十六条

一八八	<b>丰環竟における阧学的調査のための施設又は幾材</b>	第四節 海羊
一八八八	十七条 排他的経済水域を越える水域 (海底及びその下を除く。) における海洋の科学的調査 …	第二百五十
一八八八	十六条 深海底における海洋の科学的調査	第二百五十六条
一八八八	十五条  海洋の科学的調査を容易にし及び調査船を援助するための措置	第二百五十
一八七	十四条 沿岸国に隣接する内陸国及び地理的不利国の権利	第二百五十
一八八七	十三条  海洋の科学的調査の活動の停止又は終了	第二百五十
一八六	十二条 黙示の同意	第二百五十二条
一八六	十一条 一般的な基準及び指針	第二百五十
一八六	1十条 海洋の科学的調査の計画に関する通報	第二百五十
一八五	十九条 一定の条件を遵守する義務	第二百四十
一八五	十八条 沿岸国に対し情報を提供する義務	第二百四十
一八四	十七条 国際機関により又は国際機関の主導により実施される海洋の科学的調査の計画	第二百四十·
一八三	十六条 排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査	第二百四十
一八三	十五条 領海における海洋の科学的調査	第二百四十
一八三	注の科学的調査の実施及び促進	第三節 海洋
一八三	十四条 情報及び知識の公表及び頒布	第二百四十
一八三	十三条 好ましい条件の創出	第二百四十三条
一八二	十二条 国際協力の促進	第二百四十二条
一八二	際協力	第二節 国際協
一八二	十一条 権利の主張の法的根拠としての海洋の科学的調査の活動の否認	第二百四十一
一八二	□十条 海洋の科学的調査の実施のための一般原則	第二百四一
一八二	十九条 海洋の科学的調査の促進 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	第二百三十·
二八一	十八条 海洋の科学的調査を実施する権利	第二百三十
一八一	<u>划</u>	第一節 総則
八八一	の科学的調査	第十三部 海洋の
一八一	下七条 海洋環境の保護及び保全に関する他の条約に基づく義務 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ Ⅰ	第二百三十七条

九四	丁七条 地域のセンターの任務	第二百七十七条
一九三	T六条 地域のセンターの設置	第二百七十六条
九三	†五条   国のセンターの設置	第二百七十五条
九三	<b>洋科学及び海洋技術に関する国及び地域のセンター</b>	第 三 節 海洋科学
一九二	十四条 機構の目的	第二百七十四条
九二	〒三条 国際機関及び機構との協力	第二百七十三条
九二	十二条 国際的な計画の調整	第二百七十二条
九二	十一条 指針及び基準	第二百七十一条
一九二	1 十条 国際協力の方法及び手段	第二百七十条
一九二	国際協力	第二節 国際
九一	〒九条 基本的な目的を達成するための措置 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	第二百六十九条
九一	十八条 基本的な目的	第二百六十八条
九一	〒七条 正当な利益の保護 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	第二百六十七条
九〇	十六条 海洋技術の発展及び移転の促進	第二百六十六条
九〇	則	第一節 総則
九〇	坟術の発展及び移転	第十四部 海洋技術
九〇	十五条 暫定措置	第二百六十五条
一九〇	十四条 紛争の解決	第二百六十四条
九〇	紛争の解決及び暫定措置	第 六 節 紛争
一八九	十三条 責任	第二百六十三条
一八九	性	第五節 責任
一八九	十二条 識別標識及び注意を喚起するための信号	第二百六十二条
一八九	〒一条 航路を妨げてはならない義務	第二百六十一条
一八九	八十条 安全水域	第二百六十条
一八九	<b>十九条 法的地位</b>	第二百五十九条
一八九	十八条 設置及び利用	第二百五十八条

	第二節の規定の適用からの選択的涂外	第二百九十八条
	第二節の規定の適用の制限	第二百九十七条
	規定の適用に係る制限及び除外	第 三 節 第二節の担
100	裁判が最終的なものであること及び裁判の拘束力	第二百九十六条
	国内的な救済措置を尽くすこと	第二百九十五条
九九九	先決的手続	第二百九十四条
九九九	適用のある法	第二百九十三条
一九九	船舶及び乗組員の速やかな釈放	第二百九十二条
一九九九	手続の開放	第二百九十一条
一九八八	暫定措置	第二百九十条
一九八	専門家	第二百八十九条
一九七	管轄権	第二百八十八条
一九六	手続の選択	第二百八十七条
一九六	この節の規定に基づく手続の適用	第二百八十六条
一九六	拘束力を有する決定を伴う義務的手続	第二節 拘束力をす
一九九六	第十一部の規定によって付託される紛争についてのこの節の規定の適用	第二百八十五条
一九六	調停	第二百八十四条
一 九 五	意見を交換する義務	第二百八十三条
一九五	一般的な、地域的な又は二国間の協定に基づく義務	第二百八十二条
一九五五	紛争当事者によって解決が得られない場合の手続	第二百八十一条
一九五	紛争当事者が選択する平和的手段による紛争の解決	第二百八十条
一九五	平和的手段によって紛争を解決する義務	第二百七十九条
一九五		第一節 総則
一九四		第十五部 紛争の解決
一九四	国際機関の間の協力	第二百七十八条
一九四	の間の協力	第 匹 節 医際機関

付属書 I	末文	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第十七部	第	第	第	第	第	第十六部	第
- 高度回遊性の種		三百二十条	三百十九条	三百十八条	三百十七条	第三百十六条	第三百十五条	第三百十四条	第三百十三条	第三百十二条	第三百十一条	三百十条	三百九条	三百八条	三百七条	三百六条	三百五条	最終規定	三百四条	三百三条	三百二条	三百一条	三百条	一般規定	二百九十九条
		正文	寄託者	附属書の地位 一	廃棄	改正の効力発生	正の正文	深海底における活動のみに関する規定の改正	簡易な手続による改正	改正 一	他の条約及び国際協定との関係 一	宣言及び声明	留保及び除外	効力発生	加入	批准及び正式確認	署名		損害についての責任 一	海洋において発見された考古学上の物及び歴史的な物	情報の開示	海洋の平和的利用	信義誠実及び権利の濫用		紛争当事者が手続について合意する権利 一
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =				二〇九	二〇九	二〇八	二〇八	二〇八	二〇七	二〇七		二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	三〇五	三〇五	三〇五							11011

第十五条 訓練計画 …	十四四	条 契約	十二条 事業	+	十 条 申請者間の	九 条 留保鉱区に	八	七 条 生産認可の	六 条 業務計画	五.	四	第 三 条 探査及び開発	_	_	概	九 条 境界画定と	八 条 勧告につい	七 条 大陸棚の外	六	五	四 条 大陸棚の外	Ξ	第 二 条 構成及び選挙	第 一条 委員会の設置	附属書Ⅱ 大陸棚の限界に関
	符	\$的条件	体が行う活動		〉優先権	における活動	И	〉申請者の選定	の承認		(格	発		^る権利	⟨び開発の基本的な条件 ⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅	)の関係	、ての意見の相違	、側の限界の設定			、側の限界を二百海里を超えて設定する場合の手続		挙	·置 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	関する委員会
					.					一二十七		一二一六	二 三 五	三 三 五			二 三 四		二 三 四	三四四	一 二 四		111111		

第三条		第 一 条	<sup>即</sup> 条約	附属書 V 調停	$\equiv$	+ =	十 一	+	九	八	七	六	第五条	四	Ξ	$\equiv$	第一条	附属書Ⅳ 事業	第二十二条	第二十一条	第二十条	第十九条	第十八条	第十七条	第十六条
調停委員会の構成	調停人の名簿	手続の開始	第十五部第一節の規定による調停手続		法的地位、特権及び免除	業務	財政	純収入の配分	報告及び会計報告	所在地	事業体の事務局長及び職員	総務会の権限及び任務	総務会	構成	責任の限度	機構との関係	目的	規程	責任	適用のある法	権利及び義務の移転	契約の改定	違約罰	機構の規則及び手続	探査及び開発の排他的権利
一二四六	四五	四五	四五	四五	四四四	四三		四〇	一四〇	三九	三三九	三三八	二三七	二三七	二三七	三三六	三三六	三三六	二三六	三五	三五	三五	三三四		=======================================

1044

五五	判所長、裁判所次長及び裁判所書記	条	+ =		
五	裁判官の厳粛な宣誓		+	第	
三五		条	+	第	
五五		条	九	第	
五五	特定の事件への裁判官の関与に関する条件	条	八	第	
三五		条	七	第	
三五〇	空席	条	六	第	
五〇	裁判官の任期	条	五	第	
二四九	指名及び選挙	条	四	第	
三四九	裁判官の地位	条	三	第	
二四九	構成	条	$\equiv$	第	
二四九	所の組織	裁判所		第一篇	
二四九	<b>划</b>	条	_	第	
二四九	<b>冶裁判所規程</b>	国際海洋	VI	属書	附
二四八	一節の規定の適用	条	十四	第	
二四八	NK	条	+=	第	
二四八	合を行わないこと又は調停に従わないこと	条	+	第	
二四八	杌の開始	条	+	第	
二四八	五部第三節の規定に基づいて行われる調停手続への義務的付託	条約第	節	第二	
二四八	<b>ザ当事者が手続を修正する権利</b>	条	+	第	
二四八	断及び経費	条	九	第	
二四七	J	条	八	第	
一二四七	百	第七条報	七	第	
二四七	停委員会の任務	条	六	第	
二四七	好的な解決	条	五	第	
二四七	手続	条	四	第	

一二五七	構成	第三十五条
二五七	初争裁判部	第四節 海底紛争裁判部
二五七	費用	第三十四条
一二五七	裁判が最終的なものであること及び裁判の拘束力	第三十三条
二五七	解釈及び適用が問題となる場合に手続に参加する権利	第三十二条
一二五六	参加の要請	第三十一条
一二五六	判決	第三十条
一二五六	決定のための多数	第二十九条
一二五六	欠席	第二十八条
一二五六	手続の進行	第二十七条
三五五五	審理	第二十六条
三五五五	暫定措置	第二十五条
二五五五	手続の開始	第二十四条
二五五五		第三節 手続
二五五五	適用のある法	第二十三条
一五五五	他の条約に係る紛争の付託	第二十二条
二五四		第二十一条
二五四	裁判所の開放	第二十条
二五四		第二節 権限
二五五四	裁判所の費用	第十九条
三五三	裁判官の報酬	第十八条
三五三	裁判官の国籍	第十七条
三五三	裁判所の規則	第十六条
三五三	特別裁判部	第十五条
三五三	海底紛争裁判部	第十四条
五五三	定足数	第十三条

ーニナナ	<b>希</b> 貝	D
	<b>公川</b>	Ч
一二六四	特別仲裁裁判所の構成	Ξ
一二六四	専門家の名簿 :	二
一二六四	手続の開始	
一二六四	仲裁	别
一二六三	締約国以外の主体への適用	第十三条
一二六三	仲裁判断の解釈又は履行	第十二条
一二六三	仲裁判断が最終的なものであること	第十一条
二六二	仲裁判断	第十条
二六二	欠席	第九条
二六二	決定に必要とされる多数	第八条
一二六二	費用	第七条
一二六二	紛争当事者の義務	第六条
二六二	手続	第五条
一二六一	仲裁裁判所の任務	第四条
二六〇	仲裁裁判所の構成	第三条
一二六〇	仲裁人の名簿	第二条
一二六〇	手続の開始	第一条
二六〇		附属書Ⅶ 仲裁
一二五九	改正	第四十一条
一二五九		第五節 改正
一二五九	この附属書の他の節の規定の適用	第四十条
一二五九	海底紛争裁判部の裁判の執行	第三十九条
一二五八	適用のある法	第三十八条
一二五八	海底紛争裁判部の開放	第三十七条
一二五八	臨時裁判部	第三十六条

第 八 条 条約第十七部の規定の適用	第六条責任	第 五 条 宣言、通報及び情報の送付	第 四 条 参加の範囲並びに権利及び義務	第 三 条 正式確認及び加入	第二条署名	第一条用語	附属書 区 国際機関による参加	第 五 条 事実の認定
								実の認定